

## 【個人型確定拠出年金の加入者の範囲が拡大されました】



こんにちは、資産税部の利根川裕行です。  
 確定拠出年金については、名前そのものは浸透してきた感がありますね。  
 確定拠出年金とは、将来、受け取れる年金額が、運用次第で変動する年金のことです。  
 今回は、平成 29 年 1 月より、加入者の範囲が拡大されることになった個人型確定拠出年金について、簡単に確認しておきたいと思います。

### ●確定拠出年金(DC)とは。

- ・公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。
- ・毎月の掛金を決めて加入者が拠出し、加入者自らが運用方法を定めることにより将来の給付額が決定されます。
- ・平成 29 年 1 月からは、基本的にすべての方が加入できるようになります。

### ●個人型 DC の3つの税制優遇措置(メリット)

#### ① 毎月の掛金の支払い

掛金が**全額所得控除**されます

ex)毎月 2 万円の支払い。税率 20%の方の節税額  
 ◇年間  
 $2 \text{万円} \times 12 \text{ヶ月} \times 20\% = 4 \text{万}8 \text{千円}$   
 ◇累計(仮に 35 歳~60 歳の 25 年間)  
 $4 \text{万}8 \text{千円} \times 25 \text{年間} = 120 \text{万円}$

#### ②各人が選択した運用方法により運用

**運用益も非課税**で再投資されます

通常、金融商品の運用益には 20.315%の税金がかかりますが、個人型DCの運用益は非課税です  
 ※掛金の運用方法は、取扱い金融機関により異なるが、預金での運用も可

#### ③年金等の受取り・相続発生

受け取る時にも**税制優遇措置**があります

- ◇老齢給付金を一時金として受取る場合⇒「退職所得控除」かつ 1/2 課税
- ◇年金として受取る場合⇒「公的年金等控除」
- ◇加入者死亡の場合(相続税)⇒非課税枠(500 万円×法定相続人あり)

### ●個人型 DC の加入範囲及び拠出限度額

- ・個人型DCは、基礎年金（1 階部分）、厚生年金保険（2 階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3 階部分）のひとつです。
- ・下図のうち点線囲みの部分が個人型DCで、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」(\*)があります。(\*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。
- ・「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。

自営業者等	専業主婦等 ★	企業年金等に加入していない方	企業年金等 <sup>※1</sup> に加入している方や公務員・私学共済加入者の方 ★
拠出限度額 年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金との合算可	拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)	拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)	拠出限度額 年額24.0万円 <sup>※2</sup> または 年額14.4万円 <sup>※3</sup> (月額2.0万円) または (月額1.2万円)
国民年金基金 (※個人型DCと重複加入可能)			企業年金等 <sup>※1</sup>
			厚生年金保険(2階)
			基礎年金(1階)

※1 企業年金等とは企業型DC、確定給付企業年金等。企業型DCを実施している企業は、企業型DC規約で個人型DCへの加入を認めている場合のみ加入可能。  
 ※2 企業年金等(※1)に加入している方うち、「企業型DCにのみ加入している方」の額。  
 ※3 企業年金等(※1)に加入している方うち、「企業型DCにのみ加入している方(※2)以外の方」の額。(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

### ●主なメリット・デメリット(まとめ)

メリット	デメリット
どの時点においても節税効果が得られる	原則 60 歳までに途中引き出しができない
加入者個人が運用の方法を決めることができる	投資リスクを各加入者が負うことになる
経済・投資等への関心が高まる	運用するために一定の知識が必要
運用が好調であれば年金額が増える	運用が不調であれば年金額が減る

個人型DCは、掛金の拠出、運用、年金等の受取り、相続発生時のどの時点においても、節税メリットを受けることができます。反面、60 歳までは解約ができない、選択した運用方法によっては、年金の受取り額が、予定よりも減少する可能性がある、などのデメリットもあります。

これらを考慮し、個人型DCの加入を検討されてみてはいかがでしょうか。

(資産税部/利根川裕行)